

鳥取県告示第 298 号

平成 17 年鳥取県告示第 920 号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																		
1 及び 2 略	1 及び 2 略																		
3 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1 及び 2 に掲げるもの並びに国立大学法人鳥取大学附属病院を除く。）	3 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1 及び 2 に掲げるもの並びに国立大学法人鳥取大学附属病院を除く。）																		
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>医療法人仁厚会藤井政雄記念病院</td><td>倉吉市山根 43 - 1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	所 在 地	略		医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43 - 1	略		<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>医療法人仁厚会藤井政雄記念病院</td><td>倉吉市山根 43 - 1</td></tr><tr><td>医療法人厚生会米子中海病院</td><td>米子市彦名町 1250</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	所 在 地	略		医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43 - 1	医療法人厚生会米子中海病院	米子市彦名町 1250	略	
名 称	所 在 地																		
略																			
医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43 - 1																		
略																			
名 称	所 在 地																		
略																			
医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43 - 1																		
医療法人厚生会米子中海病院	米子市彦名町 1250																		
略																			